

長浜市市民活動団体支援事業審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第30号

長浜市市民活動団体支援事業審査会規則の一部を改正する規則

長浜市市民活動団体支援事業審査会規則（平成25年長浜市規則第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長浜市市民協働事業審査会規則

第1条中「長浜市市民活動団体支援事業審査会」を「長浜市市民協働事業審査会」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「長浜市市民協働事業実施要綱」の次に「（令和5年長浜市告示第1号）第8条」を加え、同号を同条第1号とし、同条第3号中「補助金等の執行に関し」を削り、同号を同条第2号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。